

令和5年6月28日

「一度に体質を改善し、追加費用は不要」などとダイエット希望者を勧誘し、痩身効果をうたうお茶等を次々販売する事業者に関する注意喚起

令和3年9月以降、SNS等の広告を経由して「永遠にリバウンドしません」、「一度に体質を改善し、追加費用は不要」などのLINEメッセージによる勧誘により、痩身効果をうたうお茶、錠剤等（以下「本件製品」といいます。）を購入したが、実際には、「体質改善には追加料金は一切ありません。しかし、脂肪を溶かすことと体質を改善することは別で、別料金が必要」、「脂肪を溶かして体外に排出すると体重は毎日0.4～0.6キロの速度で低下する」などとして、次々と本件製品を追加購入させられたなどという相談が、各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、LINEのアカウント名として、「ビューティーカイロ●●」、「食育健康アドバイザー」、「オンラインダイエット指導 - 廣瀬●●」、「体質改善ダイエット - 上嶋●●」、「吉沢●●」及び「佐藤●●」（以下これらを併せて「本件6アカウント」といいます。）を使用していた事業者が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実告知及び断定的判断の提供）を行っていたことを確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 事業者の概要等

(1) 本件6アカウントを使用していた事業者が名乗っていた名前

本件6アカウントを使用していた事業者が消費者に名乗っていた名前は下表のとおりです。

No.	アカウント名	消費者に名乗っていた名前
1	ビューティーカイロ●●	岩井 ●● 野村 ●●
2	食育健康アドバイザー	ドー ●●
3	オンラインダイエット指導 - 廣瀬●●	廣瀬 ●●
4	体質改善ダイエット - 上嶋●●	上嶋 ●●
5	吉沢●●	吉沢 ●●
6	佐藤●●	佐藤 ●●

注1 「●●」部分には、「名前や名称」が入っていました。

注2 本件6アカウントを使用していた事業者の実体は不明です。

注3 同名の別事業者や同名のLINEアカウントを使用する別事業者等と間違えないように御注意ください。

(2) 本件製品を発送していた事業者

本件製品を発送していた事業者（以下「発送会社」といいます。）の概要は下表のとおりです。発送会社は、消費者への本件製品の発送、代金の回収のほか、消費者との連絡窓口等をしていました。

No.	事業者名	所在地
1	聖華國際株式会社 (代表取締役：楊 淑 姫、 法人番号：1013301027949)	【登記上の本店】 千葉県柏市藤ヶ谷1780番地16- 201
2	合同会社ホームワン (代表社員：グエン・ヴァン・シン、 法人番号：1010403026821)	【登記上の本店】 東京都町田市相原町2828-6 サンアベニュー相原105 【発送元住所】 ・千葉県大網白里市清名幸谷931 ・大阪府大阪市淀川区東三国3-9 -13 ユニライフ3号棟120号
3	ADO合同会社 (代表社員：李 宗 善、 法人番号：2260003003146)	【登記上の本店】 埼玉県川口市西川口一丁目30番 20-612号 【発送元住所】 ・千葉県大網白里市清名幸谷931 ・大阪府大阪市淀川区東三国3-9 -13 ユニライフ3号棟120号
4	敏金商事株式会社 (代表取締役：李 宗 善、 法人番号：8011801039755)	【登記上の本店】 埼玉県川口市西川口一丁目30番 20-201号 【発送元住所】 ・大阪府大阪市淀川区東三国3-9 -13 ユニライフ3号棟120号

注1 上表の「【発送元住所】」以外の内容は、商業登記されている内容です（令和5年6月5日時点のものです）。

注2 同名の別事業者と間違えないように御注意ください。

(3) 本件製品の概要

消費者に送付された本件製品には、「お茶」、「錠剤」、「コーヒー」、「ミルクティー」といった食品のほか、「足裏シート」、「オイル」等の食品以外の物が含まれていました。また、本件製品の中には箱表面に「森田日本生命科学研究所株式会社」と表記されているものがありましたが、当該事業者と本件6アカウントを使用していた事業者や発送会社との関連は不明です。

2. 具体的な事例の内容

本件6アカウントを使用していた事業者による本件製品の勧誘・販売の手口は次のとおりです。

(1) SNS等の広告からLINEのチャットに誘導します。

消費者がスマホを使用してSNSやインターネットを閲覧していると、ダイエットに関する広告が表示されます（別紙1）。

当該広告から、詳細な情報を得るには、LINEの友だち追加を促され、消費者

が当該アカウントを友だち追加するとすぐに、本件 6 アカウントを使用していた事業者から、ダイエットのカウンセリングと称する LINE メッセージが送信されてきます（別紙 2）。

また、本件 6 アカウントを使用していた事業者は、消費者に対して、自身のことを LINE メッセージ内で前記 1 (1) の表の「消費者に名乗っていた名前」欄記載の名前で名乗っていました。

(2) LINE メッセージで本件製品の購入を勧誘してきます（別紙 2）。

本件 6 アカウントを使用していた事業者は、消費者の身長、体重等を聞いた上で、消費者の身体の状況に合わせてダイエットプランを作るなどとしつつ、販売する本件製品の内容等について具体的に説明しないまま、

- ・「永遠にリバウンドしません」
- ・「あなたの都合で 8 ~ 15 キロ痩せることができます」
- ・「体質を改善した後、毎日 0.3 ~ 0.8kg の減量ができます」
- ・「ここのダイエットはあなたの食事を制限せず、運動も必要ありません」
- ・「ダイエット期間は 58 日となります」

などと説明しながら勧誘を行っていました¹。

また、本件製品の価格は、5 ~ 8 万円程度と高額であり、消費者からの追加費用が必要なのかとの質問に対しては、

- ・「一度に体質を改善し、追加費用は不要」
- ・「別途料金はかかりません！」

などと説明していました。

消費者が、本件 6 アカウントを使用していた事業者からの勧誘を受け、本件製品を購入する旨を伝えると、代金の支払方法は「代金引換」となると伝えてきます。

(3) 本件製品の追加購入を勧誘してきます（別紙 2）。

本件 6 アカウントを使用していた事業者は、消費者に対し、発送会社から代金引換配達で届いた本件製品（別紙 3）を撮影した画像を LINE で送るよう依頼し、消費者にダイエットプランに基づくとする摂取等を開始させますが、摂取等からわずか数日後には、脂肪を溶かす必要があるなどと本件製品を追加購入するように勧誘してきます。

本件製品を追加購入する価格は、17 ~ 23 万円程度と、当初購入した価格よりも更に高額なものでした。

消費者が、本件製品の当初の勧誘時、追加費用が掛からない旨の説明を受けたことや、事前に追加費用について説明が一切なかったことを伝えると、本件 6 アカウントを使用していた事業者は、

- ・「体質改善には追加料金は一切ありません。しかし、脂肪を溶かすことと体質を改善することは別で、別料金が必要」
- ・「改善成分と溶脂成分が違いますので」

¹ 日本語の言い回しなどに違和感がある場合がありますが、原文のまま記載しています。以下同じです。

- ・「脂肪を溶かして体外に排出すると体重は毎日 0.4~0.6 キロの速度で低下する」
- ・「体質を改善する製品をずっと服用していれば。あなたの細胞粒はますます大きくなります。これでは脂肪が溶けないので、水分や熱をより多く吸収する可能性があります。体重が上がり、脂肪が硬くなります。その時は脂肪を溶かすのが難しいです」
- ・「簡単なダイエットで痩せてもリバウンドします。内から外へ体質を改善する問題だけだ。痩せやすい体質になってこそ、本当のダイエットができる。リバウンドしません」

などと、痩身効果を得るために最初に届いた製品（体質改善をうたう製品）ではない製品（脂肪溶解をうたう製品）を追加購入する必要があると説明していました。

さらに、本件製品を追加購入した消費者に対しては、痩身効果を得るために体内の溶けた脂肪を排出する必要があるなどと、更に高額で本件製品（脂肪排出をうたう製品）を追加購入するよう勧誘していました。

このように、本件 6 アカウントを使用していた事業者は、消費者に対し、当初は、「追加費用は不要」と勧誘しながらも、実際には、次に「脂肪溶解」、さらに「脂肪排出」と称して、次々と本件製品の購入の勧誘を行っていました。

(4) **返品・返金に応じないことがあります（別紙 2）。**

消費者が、実際には痩せられなかったことや事前に説明が一切なかった追加購入の勧誘を受けたことなどから、返品・返金を求めて、本件製品は消費者の「都合で調合」しており、「他の人は服用できない」などとして、返品・返金に応じないことがありました。

3. 消費者庁が確認した事実

(1) **不実告知**

本件 6 アカウントを使用していた事業者は、本件製品を販売するに当たり、LINE メッセージにおいて、前記 2 (2) のとおり、あたかも、本件製品を一度購入し、数十日間摂取等すれば追加費用を支払うことなく痩身効果が得られるかのように消費者を勧誘していましたが、実際には、前記 2 (3) のとおり、痩身効果を得るために本件製品を追加購入する必要があるとして、消費者に追加費用を支払わせていました。

(2) **断定的判断の提供**

本件 6 アカウントを使用していた事業者は、本件製品を販売するに当たり、LINE メッセージにおいて、前記 2 (2) のとおり、永遠にリバウンドしない、ダイエット成功後もリバウンドする心配はないなどと得られた減量効果が維持されることが確実である旨説明して消費者を勧誘していましたが、体重の増減については個人の食生活、運動の状況等の事情に左右されるものであり、不確実なものでした。

4. 消費者庁から皆様へのアドバイス

○ SNS のメリットとデメリットを認識し、正しく使いましょう

SNS は、コミュニケーションの場であったり、トレンド情報等が簡単に手に入る場であったりする反面、その使い方次第では、思わぬ被害に遭うケースがあります。

例えば、SNS のアカウント名は、実在する事業者名が無断で使用されることがあるほか、アカウント名の変更も容易ですので、本件 6 アカウント以外のアカウント名にも注意が必要です。実在の人物や企業の名前を騙った偽アカウントや架空アカウントによる言葉巧みな嘘のメッセージを信じることで、金銭的被害や個人情報の流出等の被害に遭う場合があります。

アカウント名が実在する事業者名であっても安心せず、実在の事業者と取扱品目は同じか、事業者のウェブサイトから登録できる SNS アカウントとアイコン画像が同じかなどを慎重に確認するようにしましょう。また、SNS での一対一のやり取りでは、相手のペースに流されずに、疑問があれば質問し、時にはキッパリと断つたりブロックしたりすることも必要です。

○ 食品を購入する際、SNS 等を通じてのやり取り等で不審な点があると感じた場合は、購入することに慎重になりましょう

本件製品を摂取した消費者の中には、本件製品を摂取した時期に下痢等の症状が出たという事例が確認されています。食品は、摂取することで健康を害するおそれもあることから、SNS を通じて食品を購入する際は特に注意が必要です。

SNS を通じて、食品の購入に関する勧誘を受けた際、相手方とのやり取りにおいて以下に該当する事項がある場合は、購入することに慎重になりましょう。

- ・相手方の実体、素性が不明であること
(SNS 上では、実在の人物や企業の名前を騙った偽アカウントや架空アカウントが存在し、必ずしも相手方の実体が判然としないことがあります。)
- ・「永遠にリバウンドしません」等と確証が持てないはずの事項について断定的な説明をしていること
- ・「食事制限や運動は不要」、「あなたの都合で〇キロ痩せることができる」といったように、簡単に痩身効果が得られるかのような説明をしていること
- ・原材料が不明であること

○ 被害に遭ったらあきらめずにすぐに「188（いやや！）」へ電話してみましょう

消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

【本件に関連する最近の注意喚起情報】

発信者	件名（公表日）	URL
消費者庁	「スマホで簡単 月収 100 万円」、「定型文を送信した分だけ報酬発生」などとうたう副業のマニュアルを購入させ、ライブ配信希望者のエージェントになるためとして高額なサポートプランを契約させる事業者に関する注意喚起（令和4年11月17日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/030975/
消費者庁	1日の作業時間が10分程度の簡単な作業で稼ぐ事ができるなどと勧誘し副業のガイドブックを消費者に購入させ、その後、電話勧誘により高額なサポートプランを契約させる事業者に関する注意喚起（令和4年9月15日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/030231/
消費者庁	健康食品 (最終更新：令和4年9月5日)	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal/health_food/
消費者庁	フリーマーケットサイトにおける健康食品の偽物の販売に関する注意喚起（令和3年7月21日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/024942/
独立行政法人国民生活センター	インターネットで購入した「ダイエット商品」を試したが、まったく効果がない（令和2年6月23日）	https://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2020_03.html

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）

電話番号 188（いやや！）

- ◆ 警察相談専用電話

電話番号 #9110

公表内容に関する問合せ先
消費者庁 消費者政策課財産被害対策室
TEL:03-3507-9187